

# 入 札 心 得

1. 入札者は、本組合の認めた製材業者、木材業者とする。
2. 入札の方法は、売払番号毎に総額（消費税を除いた金額）によって行う。
3. 入札および開札は、本組合が指定した時刻および場所で行う。
4. 入札は、本組合の定める所定の用紙を使用しなければならない。
5. 入札の最高価格をもって落札とし、同札がある場合は直ちに抽選によって落札者を決定する。ただし、本組合の予定価格に達しない場合は落札しない。
6. 入札の無効
  - (1) 入札書の売払番号が確認できないとき。
  - (2) 入札金額、入札者の署名又は記名、押印等が確認できないとき。
7. 入札は、一旦提出した入札書の引換、取り消しは認めない。
8. 落札者は、落札した日より3日以内に売買契約を締結しなければならない。
9. 落札者は、売買契約の日から7日以内に売買代金を納入するものとする。  
納入の方法は現金又銀行振込によるものとする。
10. 落札者が期日までに売買代金を支払わないときは、その売買契約を解除するか延滞料としてその代金に対し年利率14.6%を申し受ける。
11. 落札者は売買代金納入した日から落札材の搬出を行うものとする。  
落札材の搬出期限は、代金納入の日から10日以内とする。
12. 落札者が指定した期日までに落札材を引き取らないときは、代金及びその材は本組合に帰属する。ただし、本組合が止むを得ない事由があると認めるときはその限りでない。
13. 入札は、現物確認のうえ行うものとし品質、数量、その他落札後の現品について異議の申し立ては受け入れない。
14. 入札は、本人または代理人が直接入札場において入札するか、若しくはFAX又は郵便で入札するものとする。
15. その他この入札の心得にない事項は、すべて本組の定めるところによる。